

社会保障改革に関する集中検討会議（民間幹事委員との意見交換）

議事要旨

開催日時：平成23年7月11日(月) 11:00～12:00

場 所：官邸4階大会議室

出席者：

菅	直人	内閣総理大臣
与謝野	馨	社会保障・税一体改革担当大臣
細川	律夫	厚生労働大臣
仙谷	由人	内閣官房副長官、民主党社会保障と税の抜本改革調査会長
藤井	裕久	内閣総理大臣補佐官
鈴木	克昌	総務副大臣
五十嵐	文彦	財務副大臣
岡村	正	日本商工会議所会頭
古賀	伸明	日本労働組合総連合会会長
清家	篤	慶應義塾長
成田	豊	電通名誉相談役
峰崎	直樹	内閣官房参与
宮島	香澄	日本テレビ解説委員
矢崎	義雄	独立行政法人国立病院機構理事長
柳澤	伯夫	城西国際大学学長
吉川	洋	東京大学大学院経済学研究科教授
渡辺	捷昭	トヨタ自動車株式会社相談役

概要

(与謝野社会保障・税一体改革担当大臣) ただいまより「社会保障改革に関する集中検討会議（民間幹事委員との意見交換）」を開催する。

本日は、6月30日の政府・与党社会保障改革検討本部で決定され、翌7月1日に閣議報告した「社会保障・税一体改革成案」及び成案に盛り込まれた社会保障改革の今後の進め方について幹事委員に御報告し、意見交換を行いたい。

成案について中村内閣官房社会保障改革担当室長から説明する。

○「社会保障・税一体改革成案」の報告

(中村内閣官房社会保障改革担当室長) 資料1に基づき「社会保障・税一体改革成案」について、前回会合の後の経過を含めて御報告申し上げる。

6月17日の成案決定会合においては、集中検討会議でとりまとめた「社会保障改革案」に、それまでに行われた地方団体との協議の結果や税制調査会のとりまとめ、民主党の社会保障と税の抜本改革調査会における協議を踏まえ、加筆修正した「社会

保障・税一体改革成案（案）」をとりまとめ、これを各方面に提示し、6月中のとりまとめを目指すこととした。

特に民主党の調査会では、「社会保障・税一体改革成案（案）」の提示を受けて、29日まで精力的に論議が続けられた。最終的には民主党の調査会の意見も踏まえ、閣僚と与党側代表者の間で協議が行われ、合意に達して、30日の夕方、政府・与党社会保障改革検討本部で決定し、7月1日に閣議に報告されたのが、資料1「社会保障・税一体改革成案」である。

集中検討会議でおまとめいただいた「社会保障改革案」から変更のあった部分を中心に御説明させていただく。

1 ページの「はじめに」の第1パラグラフでは経過を記述し、第2パラグラフでは、政府・与党でこの成案に基づき具体化を図っていくこと、第3パラグラフでは、本成案をもって野党各党に協議を提案し参加を呼びかけること、最後のパラグラフでは、一体改革については復興対策との両立を図りつつ取り組むものとするを記述している。

2 ページの「1 社会保障改革の基本的な考え方」の見出しに『「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して』が加えられている。

2 ページの前半部分は、社会保障改革について解説的に加筆されている。2 ページの下から2つ目のパラグラフでは、セーフティネットに生じたほころびや格差の拡大に対応していくこと、2 ページの最後のパラグラフでは、目指すべき社会保障改革の方向性が記述されている。

3 ページの最初のパラグラフであるが、「そして、より受益感覚が得られ、納得感のある社会保障の実現を目指し、国民皆保険・皆年金を堅持した上で、給付と負担のバランスを前提として、それぞれ OECD 先進諸国の水準を踏まえた制度設計を行い、中規模・高機能な社会保障体制を目指す」という部分が加えられている。

同じく3 ページであるが、「社会保障全体の持続可能性を図るため、以下の諸点に留意しつつ、制度全般にわたる改革を行う。」として、「社会保障改革案」では4 点の留意点が掲げられていたが、国と地方の関係で⑤が追加されている。

次に、4 ページ以降の個別分野における具体的改革項目については、主な修正点を御説明する。

5 ページの「II 医療・介護等」の2つ目の○のc) であるが、「社会保障改革案」では「高額療養費の見直しによる負担軽減と、その規模に応じた受診時定額負担等の併せた検討」であったが、その後に「(病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討)。ただし、受診時定額負担については低所得者に配慮。」が加えられている。

6 ページの2つ目の「・」であるが、「社会保障改革案」では高齢者医療制度の見直しに関していくつかの部分に分かれていた記述をまとめて、「高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど」とされている。

「III 年金」については、2つ目の○の最後の「・」であるが、「社会保障改革案」

では「マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げ」であったが、「などの検討」が加えられている。

「IV 就労促進」の最初の○には、最後の行の「その際、地域の実情に応じ、関係機関が連携し、就労促進施策を福祉、産業振興、教育施策などと総合的に実施する」が加えられ、6ページの下部の「I～IV以外の充実、重点化・効率化」では、「生活保護の見直し」の括弧書きに内容が加えられ、続いて7ページの「障害者施策の充実」についても括弧書きで内容が加えられている。その後、「また、社会保障制度の持続可能性向上のためには」で始まるパラグラフが加えられており、「手に職をつけ就業につなげるための教育環境整備」等が加筆されている。

その次に「VI 地方単独事業」が国と地方との関係で追加されている。

8ページの「II 社会保障費用の推計」の「1」については変更がない。「2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計」の部分は、全面的に書き換えられていて、「社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。」とされており、注1のところで「2011年度予算ベースでは、社会保障給付に係る国・地方公費は39.4兆円である。他方、総務省推計によれば、2011年度で、地方単独事業として社会保障に関連する支出は7.7兆円と見込まれる。」と明記されている。

9ページ以降の「III 社会保障・税一体改革の基本的姿」であるが、「1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み」の部分については、主として国と地方の関係で、若干「社会保障改革案」から修正されている。

まず「(2) 消費税収の使途の明確化」においては、「社会保障改革案」では「消費税収（国・地方）」であったが、ここに「現行分の地方消費税を除く」が加えられ、その後、「消費税を社会保障の目的税とすること」に「原則として」が加えられている。

10ページの「(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保」であるが、4行目以降に「現行分の消費税収（国・地方）についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分（地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分）と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収（国・地方）については（1）の分野に則った範囲の」が加えられ、その後のパラグラフは、「今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、II-2における総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、IV（5）に掲げる地方税制の改革などを行う。」と、国と地方の関係について修正されている。

「(4) 消費税率の段階的引上げ」については、「社会保障改革案」では「2015年度までに」とされていたところが「2010年代半ばまでに」に修正されている。

11ページは、「2015年度までに」が変わったことに伴い、例えば11ページの3つ目のパラグラフは「具体的には、まずは、2010年代半ばまでに」などと修正が行われている。

次に 11 ページから 13 ページの「Ⅳ 税制全体の抜本改革」については、6 月 16 日に税制調査会でとりまとめられた「社会保障改革案に対する意見」の別添 2「主要税目の改革の基本的方向性の整理」の文章がそのまま記述されている。

14 ページの「Ⅴ 社会保障・税一体改革のスケジュール」については、まず最初の 2 行「社会保障・税一体改革にあたっては、『国と地方の協議の場』で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。」が追加されている。社会保障改革についての記述は変更がない。次に税制抜本改革については、「政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて」が追加され、「経済動向等を踏まえつつ」が「経済状況を好転させることを条件として」と修文されている。

次のパラグラフは「上記の『経済状況の好転』は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、上記の法制化の際に必要な措置を具体化する。」ことが加筆されている。

また、次のパラグラフには「国会議員定数の削減や、公務員人件費の削減、特別会計改革や公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組みを強めて」が加筆されている。

「Ⅵ デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現」は、見出しに「デフレ脱却への取組み」が追加され、「デフレからの脱却を実現するため、政府として強力かつ総合的な政策努力を最大限行う」以下のパラグラフが追加されている。

以上、「社会保障・税一体改革成案」の中で、集中検討会議でおまとめいただいた「社会保障改革案」との異同の部分を中心に御説明申し上げた。

別紙 2 及び別紙 3 についても、本文の修正に伴う修正が施されていることを御報告申し上げます。

○「社会保障・税一体改革成案における改革項目の着実な推進について」の説明

(与謝野社会保障・税一体改革担当大臣) 続いて、この成案に盛り込まれた社会保障改革の具体的な進め方について、厚生労働大臣から御説明いただく。

(細川厚生労働大臣) 資料 4「社会保障・税一体改革成案における改革項目の着実な推進について」をご覧ください。そこには、子ども・子育て、医療・介護、年金について、これからの検討項目、検討の場、スケジュールをお示ししている。

子ども・子育てについては、内閣府をはじめとした関係府省とともに精力的に検討し、税制抜本改革とともに、早急に法案を提出することとする。

医療・介護については、社会保障審議会や中央社会保険医療協議会等において鋭意議論を進め、診療報酬・介護報酬の改定に適切に反映するとともに、基盤整備のための一括的な法整備については、2012 年を目途に法案を提出する。医療保険・介護保険

の見直しについては、税制抜本改革とともに、2012年以降、関係法案を提出することとする。

年金については、社会保障審議会の年金部会等の検討の場を設置して、鋭意検討を進める。最低保障機能の強化関係は、税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに関係法案を提出していく。その他は2012年以降速やかに法案を提出する。

また、社会保障給付費統計における地方単独事業の位置付けについては、今後総合的に整理する必要があると考えている。

○自由討議

(清家委員) 「成案」の中で、例えば4ページの「(2) 個別分野における具体的改革」の④に「給付・負担両面での見直しを行う」と書かれている。給付と負担の両面においてしっかりと見直しを行うことが書かれたことはとてもありがたい。そこで少し気になるのが、「検討」という言葉が多く出てくる。例えば、5ページの「Ⅱ 医療・介護等」の2つ目の○のc)で、「高額医療費の見直しによる負担軽減、その規模に応じた受診時定額負担等の併せた検討」となっている。6ページの「Ⅲ 年金」の2つ目の○の3つ目の「・」で「マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討」となっている。「検討」というのは、それをやるかどうかを検討するという趣旨ではなく、いつごろどのような方法で行うかということを検討するという趣旨で書かれていると理解してよろしいか。是非そうあっていただきたい。我々はそういう意味で議論したので、そもそもそれ自体を行うかどうかをまた一から検討するのではなく、それが必要なのでいつごろどのような方法でするのかということ政府において検討する、という理解でよろしいか。

細川大臣の丁寧な御説明にも感謝する。そこで一つ、資料4に示されたスケジュールの中で、例えば医療・介護については「基盤整備のための一括的な法整備については2012年目途に法案提出、医療保険・介護保険の見直しについては、税制抜本改革とともに2012年以降関係法案を提出」と書かれている。また年金については、「最低保障機能の強化関係は、税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに関係法案を提出、その他は2012年以降速やかに法案提出」と書かれているが、これも強化の部分と見直しの部分を同時に行うという趣旨と理解してよいか。給付の強化をまず先にして、その後、重点化・合理化をゆっくり考えるということであると、一体改革という観点とずれるのではないかと思うので、そのことも確認したい。

また「成案」の11ページに消費税率の引上げとその使途が非常にしっかり書かれているが、特に後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用の部分については、できるだけ早くその費用を賄うように消費税の引上げ等を行うという理解でよいかどうか。

(細川厚生労働大臣) 我々としては、どれを先にしてどれを後にする、ということは特に考えておらず、同時に進めていくという考えである。

(中村内閣官房社会保障改革担当室長) 「成案」の別紙2でも、例えば5ページの年金の部分をご覧いただくと、「工程」の列に「2012年度以降速やかに法案提出」と、「現

行制度の改善全体について、検討の場とスケジュールを明確にした上で法案提出に向けて検討」していくと「社会保障改革案」以来書かれているので、基本的に我々はこういった項目について実施に向けて検討していくことで間違いはないと思う。

ただ、「成案」の6ページの年金の部分について、「マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討」のところ、「などの検討」が追加されたと先ほど御報告した。これは民主党の社会保障と税の抜本改革調査会の議論の中で、例えばマクロ経済スライドについて、基礎年金の部分についてマクロ経済スライドを実施することの是非については思うところがあるという御意見や、支給開始年齢の引上げについて、将来の方向性としてそうだが、まずは、現在支給開始年齢を引き上げしているところだから、優先順位が落ちるのではないかという御主張があり、そういった意味で検討をきちんと行わなければならないという意味で「などの検討」を加えるべきだという御意見があったことから、「などの検討」が入っている。

(岡村委員) 6月中に成案を決定されたことは大変喜ばしいことで評価をしたい。中身についても、社会保険制度の枠組みの維持・強化あるいは給付の効率化・重点化の観点、また社会保障改革と経済成長との好循環を目指すといった方向性が明らかに示されたことに対しては評価するし、敬意を表したい。

しかし、6月2日の改革案の段階から効率化・重点化の部分はやや後退してしまったという感否めない。年金の支給開始年齢の引上げやデフレ下のマクロ経済スライド、医療費の窓口負担引上げ等、歳出抑制効果の高い施策について今後のプロセスの中では確実に具体化を図っていただくことをお願いしたい。

何よりも将来の世代にツケを回さない持続可能性のある社会保障制度を実現することがこの改革の本来の趣旨であるので、行財政改革の断行はもとより、こうした効率化・重点化が骨抜きにならないように検討を急いで、税制抜本改革を含めて工程表の詳細を明らかにしていただきたい。

最後に、短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大については、その適用対象の範囲いかんによっては、経営面や賃金雇用の面などにおける影響度合いが非常に大きくなっていくことが予想される。したがって、対象範囲や制度の枠組みを示して、特に大きな影響が懸念される中小企業に配慮しながら、慎重に検討していただきたい。

(古賀委員) まずは、政府与党として初めて社会保障全体の改革理念、とりわけ全世代対応型の社会保障、子どもや若者への支援、それらのことを未来への投資ととらえることなどの原則を明確にしたことは、非常に意義があることである。加えて、安定財源確保への具体的な方向性をとりまとめたことについても極めて意義がある。

ただ、これらのことを今後どう実現していくのかということが最大の課題であり、政治への信頼回復、政府のこれからの行動・活動、そして与野党を含めた合意形成にどう取り組んでいくのか。政府・与党としての積極的な働きかけ、あるいは成案を得るための行動を期待しておきたい。

個別課題についてはこの場では申し上げることを控えるが、ただ1点だけ、我々が共通認識に立っておかなければならないことは、この成案は、あくまでも2015年を射程距離に置いたものであるということである。したがって、2015年以降、まさに超

高齢社会が進展する中で、2015年以降の目指すべき社会保障改革の全体像と実現プロセスは課題として残っているという共通認識に立つ必要があるということを申し上げておきたい。

(柳澤委員) いつの場合も与党との調整というのは政権として様々な困難があることを承知しているので、とにもかくにもこういった形で2010年代中ごろまでに消費税を10%にするんだということが方針として打ち出されたことについては、非常に御努力を多としたい。

ただ、中身について心配するのは、社会保障がこれからますます歳出の中心になっていくので、それと消費税についてあるいは税制改革についてきちんと対応関係を付けなければならないという了解の下で話を進めてきたように承知をしているが、最後の段階で片山総務大臣からちゃぶ台返し的な発言があり、そのちゃぶ台返し発言の趣旨がここに濃厚に混在してしまったということが見て取れるわけである。

もう閣議にも報告された事案であるから、ここでいろいろ言わないが、今後の処理の仕方として、地方が社会保障を確立した制度の下で行うことについては、文句なしに消費税の財源を充てるということでもいいと思うが、10ページに書いてあるように、消費税の税収の分け前を地方へ持っていくという発想は、やはりそぐわないのではないか。地方がそうおっしゃるのであれば、こういう社会保障を行って、それを賄っていくにはこれだけかかるという形で、いわば消費税を社会保障に使ったという領収書を出してもらいたい、という趣旨の発言が、これまでの議論の中で与謝野大臣からあったと思う。それは極めて重要なことである。今回の改革では、社会保障に充てるのだからということで、国民も消費税の負担を我慢してくれるということである。ならば、消費税の税収をある比率で山分けする、その比率はこれまでのとおりで一步も引かないというのはそぐわない。山分けした後、山分けした分を地方では何にでも使ってしまうということになれば、国民の協力の根底がひっくり返ってしまうことは間違いない。だから、今後、その処理をどのように行っていくか。領収書を出してもらうというのも一つのアイデアである。この点はきちんと処理していただきたい。

(渡辺委員) 今回の一体改革の成案は、日本の財政に対する市場の信認の上で不可欠なものであり、大変な御苦勞の未決定されたことに関しては感謝申し上げたいし、今後、うまく改革が進められていくものと思っている。

この成案を具体化するに当たり各論の検討が開始されると思うが、それを詰める際のポイントを申し上げておきたい。

まず社会保障改革について2点ある。1つは、経済活力の視点を具体化していただきたいこと。成案に言葉としては入っているが、各施策を具体化するときにしっかりと詰めていただきたい。公費については、施策ごとに影響が明確化されているが、経済活動を支える勤労者と企業の保険料の負担に関しては十分にまだ示されていない。経済活動の担い手にとって大きな負担となる社会保険の適用拡大、年金の支給開始年齢の引上げ、高齢者医療・介護の支援金の問題などは、雇用にも大きな影響が出てくる課題であるので、定量的な検証も含めてきちんと検討していただきたい。したがって、これから始まる各施策の検討においては、こういう条件にしたら自助、共助、公

助のバランスがこうなるといった具体的な施策の選択肢を見える化していただきたい。それによって経済活力の観点をしっかりと含めて検討していただきたい。

2点目は、機能強化に比べて、効率化・重点化が不足しているのではないかとということである。社会保障制度の最大の問題は、その持続可能性であるから、その観点で見れば少し後退しているのではないかと懸念される。経済産業省や財務省が提示した内容も参考にして、更に具体的な検討を深めて制度の持続可能性に関する国民の信頼を高めていく必要がある。

次に、税制改正については、消費税率の10%への引上げの時期が少し曖昧になっているが、この成案に書いてあることをきちんと検討して、時期を明確にしていく必要もあるのではないかと。その検討と同時に、法人実効税率の引下げなど、消費税以外の税目についても成案に沿って早期実現を図っていただきたい。

(宮島委員) 大変な調整を経て、6月中に成案のとりまとめが行われて、本当にほっとした。この会議でまとめた案文から、文言が少し変わったところもあるが、改革の実現に向けて、引き続き国民の理解を得るための努力を我々も政治でもお願いしたい。

これまでの調整状況を拝見すると、やはり増税への抵抗感が強いとは感じたが、一方で、社会保障の改革はわずかも待てないと思う。今回、若い世代への配慮をしっかりと盛り込んでいただいたことは若い世代にとっては非常に心強いと思うので、一刻も早く実現させるようお願いしたい。

少し心配しているのは、改革案に書かれた増税の時期が、見方によって少しあいまいになったという評価もあることから、改革の方向に対してあまり賛成ではない方々、今のままで困らない事業者などの方々が少し改革のスピードを緩めてもいいのではないかと動きをしているように見える。

例えば、改革案で最初に挙げていた、待機児童の解消や幼保一体化などの子育て支援は、団塊の世代のジュニアがもう40歳代にもなろうとしている今、半年も1年も待てない状況であるので、これが税とセットだから税が動くまで何一つ動かないというのはよくない。

だから、非常にお金がかかる施策に関しては、改革のスピードとしては税制改革と一緒に進めるということだと思うが、とにかく前向きの改革をどんどん実行していく姿勢を見せること、特にこの後、税金がきちんと投入されれば明らかに状況が変わる、社会保障が本当によくなると国民に見えることが大事であり、そうすることによって負担への理解を得ることもできるから、そのような御努力を引き続きお願いしたい。

特に増税しても期待したところに行き渡らないのではないかとさせるようなところが、社会保障の施策の中にあつたら、国民の理解にはつながらない。若い人たちがこのまま子どもを産んでも大丈夫なのだろうかとか、子どもたちがこのまま大人になって日本にいて大丈夫なのだろうかと思うような状況が、少しでもいい方向に向かうようお願いしたい。

(吉川委員) 日本の少子高齢化は2015年を超えて、2025年を経て今世紀の中ごろにかけて更に加速化していく。したがって、今回のこの改革は税制の改革も含めて2015年を一応の目途にしているわけであるが、新聞等で拝見していると、ここに盛られて

いるような 2015 年までの改革についてもまだまだいろいろなことがありうるような雰囲気も感じるが、そうであってはならないと申し上げたい。

2015 年を超えて今世紀の中ごろまで進んでいく少子高齢化を見据えると、ここに盛られている 2015 年までの諸改革はまさに速やかに行わなければいけないものである。そのことを政府は理解して国民にも説明していただきたい。

そうした観点からすると、2015 年を超えて様々な改革が必要だろうから、社会保障については特段にわかりやすく国民に説明することが必要である。給付と負担両面を常に見て、どういう改革が必要なのか、なぜ必要なのかということ、わかりやすく常に説明していただく必要がある。いずれにしても、この改革案に盛られた改革くらいは速やかに実行する必要があるということ、これを強調させていただきたい。

(鈴木総務副大臣) 今日、実は片山総務大臣は福島に出向いていて、大変僭越であるが、先ほどの柳澤委員の御発言に対して一言だけ申し上げておきたい。

2 点に絞って申し上げたい。ちゃぶ台返しという御発言があったが、国庫負担事業を中心に議論がずっと進められていて、地方の問題はどこで議論されるのかが読めなかったところもあり、サービスには国のサービスもあるし、地方のサービスもあるということで、ここで議論をさせていただいた。ちゃぶ台返しをするつもりは全くなかったと私は思っているので、その点は御理解いただきたい。

これは国の補助負担事業であるのか、地方の単独事業であるかは、国民にはわからない。年金以外の大半のサービスは地方団体によって提供されているわけであるから、この部分は国、この部分は地方単独、という受け方は国民はしていない。

だから、唐突感があったかもしれないが、この一体改革の中で地方の扱いも議論してほしいということで、議論を進めさせていただいたと私は理解していて、その辺がきつと片山大臣が申し上げたかったことではないかと思っているので、よろしく願いしたい。

(峰崎委員) 2 点申し上げたい。1 点目は、下手をするとモラルハザードになる危険性を持っている点はあるはしないかということである。というのは、年金のところで言えば、例えば最低保障額を上積みしていくときに、まじめにきちんと納めていたけれども 54 万円以下だという人と、途中で納めない期間があつて 54 万円以下だという人がいる場合もありうる。そうすると、税で上乘せしていく場合に、モラルハザードが起きる危険性はないか。

つまり、さらに言えば、私は防貧、すなわち貧困を防ぐのが年金だと思っている。ところが、救貧というのを入れてしまうと、必ずミーンズテスト的なものが入らざるを得ない。だから、この資料にもミーンズテストのことが書いてあるが、設計をうまくやらないとまずい。それは、受給資格期間を 25 年から 10 年に短くするといったこととも実は連動してくる問題である。こういった制度設計に当たっては、今よりも年金受給者のためにとっても、全体として見たときにモラルハザードが起きたりすることがないようにしてもらいたい。

2 点目は、先週、クルーグマンのニューヨークタイムスへの寄稿を読んでいたく感動した。今日、経済界の方がおられるが、トリクルダウン効果、つまり高額所得者の

所得を増やせばそれは下に落ちる、あるいは企業が利益を上げればその雇用者の労働条件がよくなっていくという理論があったわけであるが、クルーグマンの書いたものを読むと、明らかに日本とよく似ている。つまり、企業は設備投資をするところがなくて、利潤を貯えている。しかし、起業家精神が非常に落ち込んできている。その原因は何にあるかというのは別にして、そういう意味で社会保障と税と経済の関係で、しっかりとトリクルダウン効果についてどう捉えたらいいのか。一度経済界の方にもあの理論に対してどのように考えておられるのかお聞きしたいと思った。

(矢崎委員) 6月中に政治プロセスを経て成案がまとめられて本当に感謝する。例えば省庁の縦割り行政の象徴的だった幼保一元化は10年以上議論して政治プロセスになると消えてなくなっていた。今回始めて成文化された文章の中に入ったことは、大変大きな進歩ではないかと思う。

先ほど、この改革をどう実現するかという議論があったが、ここには「国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める」と書かれていて、その中で政府・与党、国の役割が強調されているが、地方の役割をもう少し明確にした方がいいのではないか。ここだけ見ると消費税の取り合いみたいな印象を国民に与えてしまう。確かに国の事業か単独事業かということは国民から見るとわからないが、納税者・国民に直接対応する機会の多い窓口業務はほとんど地方自治体が行っていて、そういう地方自治体において、消費税のお金が単に国から下りてきたということではなくて、住民には、これは応益税であり、これだけの事業をやるにはこれだけの税金がかかっている、という明快な説明なくして、今回こういう事業ができましたと住民に説明すると、給付と負担の見える化が全く行われなくなってしまふ。国・政府の役割は非常に大切であるが、負担と給付の見える化は国民の理解が基本であるので、応益税的な考え方で自治体がしっかり対応していただく必要がある。更に先ほどもお話があった2015年以降の更なる急激な人口の高齢化にどう対応するか、もっと深刻な議論になると思うので、地方の役割は極めて大きいということ、是非片山大臣にお伝えいただきたい

(成田委員) この案がよくここまでできた、すばらしいことである。よくここまで持ってきてこられた、大変だったと思う。内容も非常に収斂されてきた。すべて最初からベストは出てこない。一つのもが出てきて、チェック・アンド・バランスで変えていくというのが現実の問題、特に政治においてはそうだと思う。次はできるだけ早く実行に移していただきたい。

民主主義というのは国民のレベルによる。今、日本の国民の知的レベルは高い。そうした場合にこの消費税というのはどういう意味を持つのか。そういう意味で、コミュニケーションや情報発信をすることは政治として必要だと思う。

いずれにしても、ここまで来たのだから、できるだけ早く実行に移していただきたい。そういうような思いを先ほどから強くしている。

(五十嵐財務副大臣) 国と地方との関係が問題になっているが、社会保障の機能の維持と強化を理由として国民に負担をお願いする以上は、国民の受益に確実に反映されるということが担保されなければならないので、地方の事業をその計算にどう入れるか

については、官の肥大化、要するに人件費等に回される部分は除くということを原則にしなければならないし、制度として確立されている事業を着実にカウントするということではなければならない。

これは関係省庁間で合意を見ているものだと思っているが、総務省、厚生労働省と財務省の間で今後しっかりとその検討を仕分けしていくことで、柳澤先生や矢崎先生の御懸念を払拭していかなければならない。

(与謝野社会保障・税一体改革担当大臣) 最後に総理より御発言いただく。

(菅内閣総理大臣) 6月30日に成案をまとめ、そして7月1日に閣議に報告して、この成案が一つの大きな存在として確立した。2月に集中検討会議を設置して以来、委員には本当に長時間の大変中身の濃い御議論をいただいた。そのことが、この成案の内容が充実しているということだけではなくて、国民の声を幅広く受け入れ議論した中での成案として、国民の信頼を得るに足るものがまとまった最大の要因だと思う。その意味を含めて、特に民間委員の皆様にご心から感謝申し上げる。

こうした問題を国会がこれ以上先送りしてはならないということを、特に笹森元連合会長がこの会議で何度もお話いただいた。笹森さんは残念ながらこの成案という段階になる前に亡くなられてしまったが、私はその言葉を本当に忘れ難い言葉として思い続けていきたいと思っている。

ちょうど1年前の7月11日は参議院の投票日で、私としてこの問題について自民党が出された消費税10%という案も参考にして与野党で検討したいということをお願いした。私の問題提起が十分な形でないために選挙で大変厳しい結果をいただいたが、今、皆様方の御議論にもあったように、まさにこの問題は与野党を超えた問題であり、せつかくのこれだけの内容の成案をいただいたので、これから与野党を超えての本当の国民的な議論の場に乘せていく努力も併せて、もちろん政治家である私どもはもとよりであるが、場合によればそれ以上に、今日、民間委員として参加された皆さんにも、各方面にそのことを強く要請していただきたいと思っている。

案がまとまったことでまだ本望達成とまでは言えないが、少なくとも私自身にとっても政治家としてのこの分野における本望の達成の大きな入口に皆さんのお力で立たせていただいた。そういう思いを強くいたしている。

重ねて民間委員の皆様を中心に関係された皆様、そしてスタッフも含めて、本当に大きな力を振り絞ってここまで漕ぎ着けていただいたことを心から感謝申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

(与謝野社会保障・税一体改革担当大臣) 以上をもって閉会とする。

(以上)